

意見陳述

令和5年2月28日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 太田久美子

控訴人らは新安保法制法の制定及び施行によって、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害され、それによって多大な精神的苦痛を受けています。これに対し、被控訴人である国は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などと主張しています。

しかし、控訴人らの精神的苦痛は、被控訴人の主張するような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは決してありません。

新安保法制法の施行後における、北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射による挑発行為や、中国と台湾をめぐる武力紛争の危険性の増大などの国際情勢に鑑みたとき、アメリカがこれらの国々と偶発的にせよ武力衝突に至る可能性は現実味を増しています。武力衝突が起こり、いったんアメリカが戦端を開いた場合、新安保法制により、集団的自衛権の行使として、日本が戦争に巻き込まれ、戦争に加担することは目に見えています。

控訴人らは、このような危険性を自らのものとして感じ取り、これまでの人生経験を通して、または過去の悲惨な体験を想起し、多大な精神的苦痛を受けています。

原審においても、控訴人らが精神的苦痛を受けたことについて、「原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾により被害を体験した原告らは当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」と判示しています。

ここからは、この判示にもあがっている原爆被爆者である控訴人らが受けた精神的苦痛について、あらためて述べさせていただきます。

被爆者である控訴人らは、かつて遭遇した重篤な被害体験を、トラウマとして体の中に記憶しています。一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のストレス体験によって、傷口を大きく広げてしまう傾向があると言われていいます。新安保法制法の制定及び施行による戦争への不安や恐怖は、かつてのトラウマを再燃、増悪させ、控訴人らに大きな精神的苦痛を与えています。

被爆者である控訴人らが戦中・戦後にどのような悲惨な体験をし、また、戦争や新安保法制法に対してどのように思っているのかを知ることで、控訴人らが受けている精神的苦痛がいかに大きなものかが分かります。これから被爆者である控訴人の築城昭平（ついき しょうへい）さんと森内實（もりうち みのる）さんの2名について述べます。

【築城昭平さんについて】

築城さんは18歳のときに、爆心地から1.8キロの長崎師範学校の寮で就寝中に被爆しました。被爆の瞬間、築城さんは爆風で体ごと吹き飛ばされ、部屋の壁に打ち付けられました。布団から出ていた左手先と左足先は焼けただけ、今でもケロイドになっています。布団をかぶっていた部分も、爆風で飛ばされてきたガラスの破片が布団を突き抜けて身体に突き刺さり、体中血だらけになりました。隣で寝ていた友人も血だるまになっていました。

被爆後、近くの防空壕に逃げましたが、築城さんが到着したときには近所から逃げてきた人たちで込み合い、中には入れませんでした。防空壕の外にいる人たちは、全員ひどい火傷で皮膚は焼きちぎれて垂れ下がり、服はボロボロで、顔も形が崩れ、全身が黒くなったり血まみれになったりしていました。手や口がただれ、肉が皮膚から飛び出している人もいました。人間の形をしているだけで、前を向いているのか後ろを向いているのかも分からない人だらけで、この世の終末を思わせる姿でした。

築城さんは長与の国民学校へ避難しましたが、その道すがら、倒れた家、燃えている家、行き倒れた人々、息絶えた子どもを気が狂ったように抱きし

める母親、泥人形のように焼けただれて逃げ惑う人々の姿を目撃しました。その光景はまさに地獄絵図そのもので、生きた心地がしませんでした。

その後、築城さんは3ヶ月間寝込み、このときにとってもつらい思いをしました。高熱、血便、下痢、脱毛が起こり、火傷の包帯を取り替えるときは激痛で「死んだほうがまだ」と思うような地獄の日々を送りました。麻酔なしで傷を縫われたときよりも包帯の取替えのほうがずっと辛く、腕からは、白いそうめんのような神経が出ているのも見ました。逃げてきた被爆者の人々が次々に亡くなっていき、築城さん自身も命は長くないと思い、次は自分の番か、という恐怖が常にありました。

つらい治療を経て学校に戻った築城さんは、新しく作られる日本国憲法が学校の授業で取り上げられた際、皆で感激しながら話し合いをし、戦争のない平和な日本になろう、これであんな苦しみをしなくても済むという気持ちでいっぱいになりました。その後、中学校の教師となり、自らの悲惨な経験から、長年平和教育に力を注ぎ、50年に渡って修学旅行生たちに被爆体験や「戦争は二度としてはならない」という話を続けてきました。

ところが新安保法制の制定・施行により、日本が戦争をする可能性が出てきたことから、築城さんは今、恐ろしい、耐えられないという気持ちでいっぱいになっています。新安保法制の制定後、B29の爆音が聞えてみたり、夢の中で被爆したときの幽霊のような人々の姿が出てきて、ハッと目が覚めるというようなことも時々おこるようになりました。

【森内實さんについて】

森内さんは8歳のときに爆心地から約4.8キロの長与の自宅近くで被爆しました。太陽が爆発したのではないかと思うくらいの光が突然空を覆い、そのすぐあとに轟音と爆風が来ました。近くの建物から様々な物がバラバラと飛んできました。自宅の中は、ガラスが飛び散り、タンスや戸など家財道具は倒れ、足の踏み場もない状態でした。

原爆投下から2日後、森内さんはお母さんに連れられて爆心地近くの大橋町に入りました。長崎三菱工場の、焼け残りひん曲がった鉄筋と、一面の焼け野原、浦上川にたくさんの死体が浮いていたこと、電車の残骸の中に骨だけの遺体があったことを今でも覚えています。

森内さんは、8月9日以降、長崎市内から避難してきた親族6名が次々に亡くなるという悲しい経験をしました。3歳と5歳の幼い従兄弟は、全身が赤く焼けただれ、「水、水」とうわごとのように言って息を引き取りました。避難してきたときには怪我一つなかった医学生の子供は、1か月程度でみるみる体が衰弱し、最後は汚物を嘔き上げて亡くなるという壮絶な死に方をしました。

森内さんは、このような自身の悲惨な経験から、二度とあの地獄のような体験を繰り返させない、これからの日本を背負っていく若者たちに自分と同じような苦しみや辛い思い、悲惨な体験をさせたくないという思いを持ち、そのような思いから、市民向けの講演や、修学旅行の小中高生を対象にした被爆体験の語り部活動を行ってきました。

ところが、新安保法制法が制定されてしまい、戦争や核兵器を絶対に使用してはならない、同じ苦しみや体験を子孫にさせたくないという森内さんの平和への思いは踏みにじられました。また、新安保法制法の制定により、日本が戦争に巻き込まれることに強い不安を感じ、森内さんは今、自身の過去の戦争体験や被爆体験を思い出しています。

実は、私の祖父母も被爆者です。父方の祖母は長崎で被爆し、母方の祖父母は広島で被爆しました。そして、母方の祖母は被爆の後遺症に苦しめられた末、被爆から12年後の昭和32年に、幼い母たちを残し、ちょうど今の私と同じ40代前半で亡くなりました。

また、昭和20年当時、獣医将校として中国に赴任していた父方の祖父は、自身は被爆せずにすんだものの、長崎への原爆投下により、当時、長

崎に残っていた両親、(当時の)妻、4人の子供たち、妹2人のうち、大学病院で被爆した妹1人を除いて、すべて亡くしています。

私は、被爆三世として、原爆落下中心地から徒歩数分の場所で育ち、幼いころから、あたりまえのこととして、戦争について学んできました。思わず耳を塞ぎたくなるような、聞いただけで胸が苦しくなるようなお話をたくさん伺ってきました。その結果、大人になった今でも、夏のよく晴れた日に大きめの飛行音が聞こえると「今、もし爆弾が落ちてきたらどうしよう。」と、とても怖くなることがあります。

実際に戦争を体験していない私ですらこうなのに、実際に戦争、そして原爆を体験した控訴人らはどのような思いを抱えて生きてきたのか——。思い出すだけでも苦しい、話をするのもつらい——そんな経験をしながら、それでも控訴人らは、二度と戦争を起こさぬため、そして、自分たちの子孫、すなわち私たちが、控訴人らが味わった地獄を味わうことがないようにするため、自らのトラウマと闘いながら、今ある「平和」な日々を守るための活動を必死に行い続けてきたのです。

それにもかかわらず、安保法制法の成立によって、日本は、再び戦争への一歩を踏み出すことができるようになりました。控訴人らの思いは踏みにじられ、再び、耐えがたい苦痛を強いられることになったのです。

このように、控訴人らが受けている精神的苦痛は極めて大きいものです。

私は、控訴人らの代理人の一人ですが、同時に、被爆三世として、そして、被爆地長崎に生まれ育った者として、裁判官の皆様をお願いします。

どうか、控訴人らの精神的苦痛を、自らに置きかえて想像してください。そうすれば、控訴人らの精神的苦痛が、国が主張するような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではないことが容易に分かるはずです。

控訴人らは、耐えがたい精神的苦痛を味わいながらも、再び日本が「戦争」に突き進み始めたその流れを変えるべく、本件訴訟やその他の活動を通して、今できることを、精一杯行ってきました。

裁判官の皆様も、もし私たちの上空に爆弾が落ちてくる未来を避けたいという思いをお持ちでしたら、控訴人らが安保法制法の成立によって被った精神的苦痛の甚大さをしっかりと受け止め、裁判所として、戦争を回避し控訴人らの苦痛を取り除くために「今できること」から目を背けないでください。逃げないでください。

「今できること」、すなわち憲法判断を行っていただくよう切に要望し、私の意見陳述とさせていただきます。

以 上